

松前町 障がい者福祉の計画

＜第3期松前町障がい者計画＞
計画期間 令和6年度～令和11年度

＜第7期松前町障がい福祉計画・第3期松前町障がい児福祉計画＞
計画期間 令和6年度～令和8年度

自立と共生の時代 だからこそ
やさしさのある温かいまちをつくるために



令和6年3月 松前町

目次

第1部	計画のあらまし	1
第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	障がい者の現状	2
第3章	アンケート調査結果	4
第4章	障がい者を取り巻く背景と課題	8
第2部	松前町第3期障がい者計画	9
第1章	計画の基本的な考え方	9
第2章	分野別の施策	11
第3部	第7期松前町障がい福祉計画 第3期松前町障がい児福祉計画	13
第1章	サービス提供体制の現状	13
第2章	計画推進のための基本的事項	15
第3章	サービス量の見込み	19
第4章	サービス見込量の確保の方策	22
第5章	計画の推進等	25

第1部 計画のあらまし

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の概要

本町では、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成30年3月に「第2期松前町障がい者計画」（6年計画）を策定しました。

このたび、これらの計画期間が終了することから、近年の動向などをさらに踏まえつつ、新たな計画として「第3期松前町障がい者計画」「第7期松前町障がい福祉計画・第3期松前町障がい児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ・期間

■ 松前町の障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ・期間

～令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
前計画	基本理念と施策の方向性 「障がい者計画」 (障害者基本法 第11条第3項)					
	数値目標と障害福祉サービス等見込量 「障がい福祉計画」 (障害者総合支援法) +			見直しのうえ 次期計画の策定へ		
	数値目標と障害児福祉サービス等見込量 「障がい児福祉計画」 (児童福祉法)					

3. 計画の策定体制・進行管理

本計画の策定にあたっては、「松前町地域自立支援協議会」において計画素案を審議いただき、その意見を踏まえた上で策定を行っています。また、地域における障がい者等の実情、ニーズを的確に把握するため、障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査を実施しました。

計画の進行にあたっては、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施する「PDCAサイクル」を基本として進めていきます。

第2章 障がい者の現状

1. 障がい別の動向

(1) 身体障がい

■身体障害者手帳交付者数の推移（各年度4月1日現在（単位：人））

区分	平成24年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	3	0	1	2	2	2
18歳以上	682	548	523	503	499	477
計	685	548	524	505	501	479
人口に占める割合	7.70%	7.41%	7.34%	7.33%	7.56%	7.54%

■身体障害者手帳交付者数、級別の状況（各年度4月1日現在（単位：人））

区分	平成24年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	168	124	140	145	152	154
2級	129	85	88	82	74	65
3級	131	109	92	88	88	83
4級	185	165	152	142	138	129
5級	40	30	28	25	23	21
6級	32	26	24	23	26	27
7級		6				
計	685	548	524	505	501	479

■身体障害者手帳交付者数、障がい別の状況（各年度4月1日現在（単位：人））

区分	平成24年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	46	33	30	30	27	25
聴覚・平衡機能障がい	59	35	35	35	36	36
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	7	5	5	5	6
肢体不自由	417	336	321	306	287	267
内部機能障がい	156	137	133	129	146	145
計	685	548	524	505	501	479

(2) 知的障がい

■療育手帳交付者数（各年度4月1日現在（単位：人））

区分	平成24年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定（重度）	32	28	28	29	28	29
B判定（中軽度）	63	67	68	71	68	68
計	95	95	96	100	96	97
人口に占める割合	1.07%	1.31%	1.35%	1.45%	1.45%	1.53%

(3) 精神障がい

■精神障がい者数等の推移

（精神障がい者数は各年12月31日現在、

精神障害者保健福祉手帳交付者数は各年3月31日現在（単位：人））

区分	平成24年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障がい者数A	113	62	60	51	54	67
精神障害者保健福祉手帳交付者数B	23	34	35	32	31	31
Aの人口に占める割合	1.27%	0.84%	0.84%	0.74%	0.82%	1.05%
Bの人口に占める割合	0.26%	0.46%	0.49%	0.46%	0.47%	0.49%

■精神障がい者数、疾患別の状況（各年12月31日現在（単位：人））

区分	平成24年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
統合失調症	32	26	24	16	16	22
そううつ病	31	21	20	20	23	26
脳器質性精神障がい	10	4	4	2	2	2
中毒性精神障がい	2	1	1	2	2	2
心因性精神障がい	25	1	1	3	3	3
てんかん	5	3	4	5	6	8
その他	8	6	6	3	2	4
計	113	62	60	51	54	67

■精神障害者保健福祉手帳交付者数、級別の状況（各年12月31日現在（単位：人））

区分	平成24年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	4	4	5	3	3	3
2級	15	23	25	22	18	18
3級	4	7	5	7	10	10
計	23	34	35	32	31	31

第3章 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり実施したアンケート調査集計結果について、本町が取り組むべき障がい者（児）福祉に関わる施策・事業体系構築の参考情報として、概要を紹介します。

1. 調査実施の概要

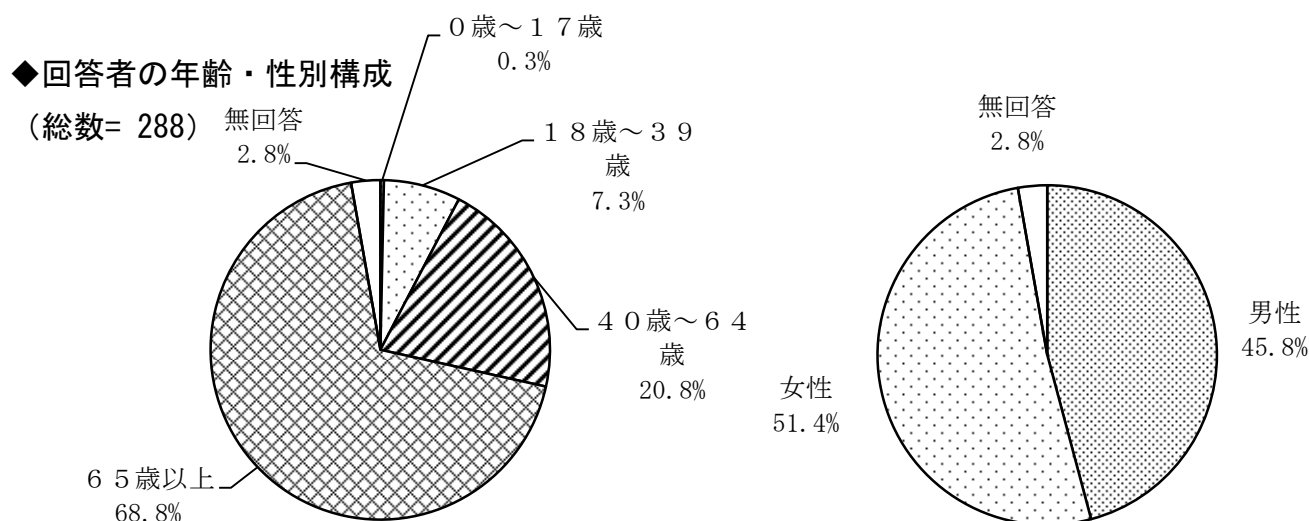
■調査概要

項目	内容
○対象者	手帳所持者や計画に関わる対象者（町外施設の利用者を含む）
○調査票の配布・回収方法	郵送による配布・回収
○配布数	538票
○有効回収数	288票
○有効回収率	53.5%

■調査日程

項目	時期
○調査票の設計	令和5年 8月～ 9月
○調査票の印刷・発送準備	9月～10月
○調査票の配布・回収	10月
○調査結果の集計・とりまとめ	11月～12月

2. 調査結果（概要）

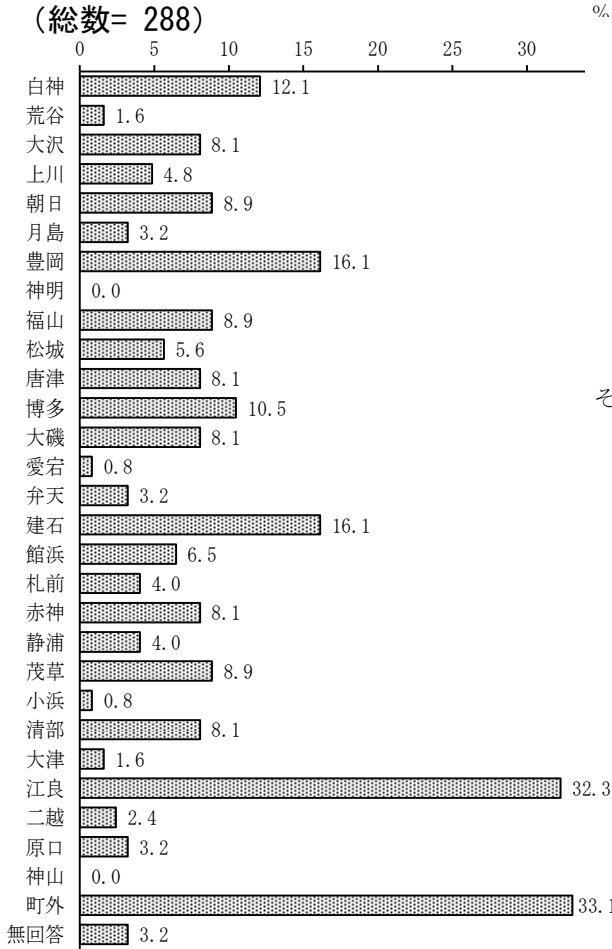


年齢は、65歳以上が7割近くと最も多くなっています。

性別は、女性がやや多い構成となっています。

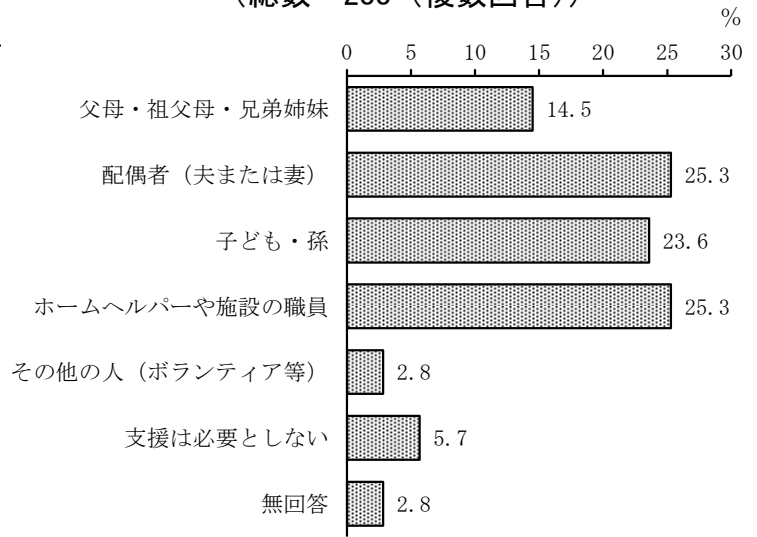
◆回答者の居住地

(総数= 288)



◆主な支援者

(総数= 288 (複数回答))

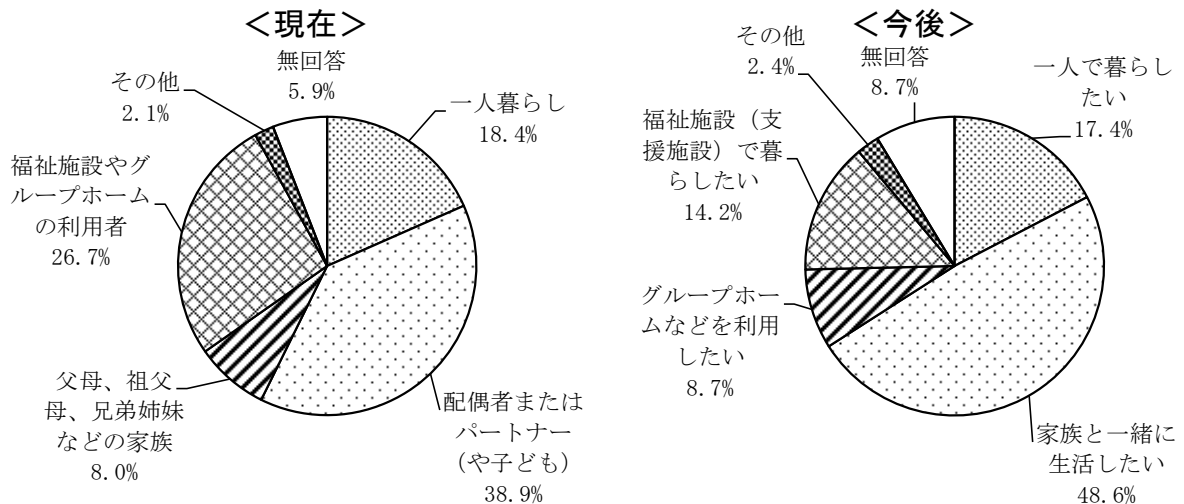


居住地については、「江良」や「町外」が比較的多い構成となっています。

配偶者や子・孫、福祉サービス職員など、多様な支援者により支えられている状況がうかがえます。

◆一緒に暮らしている人 / 今後暮らしたい人

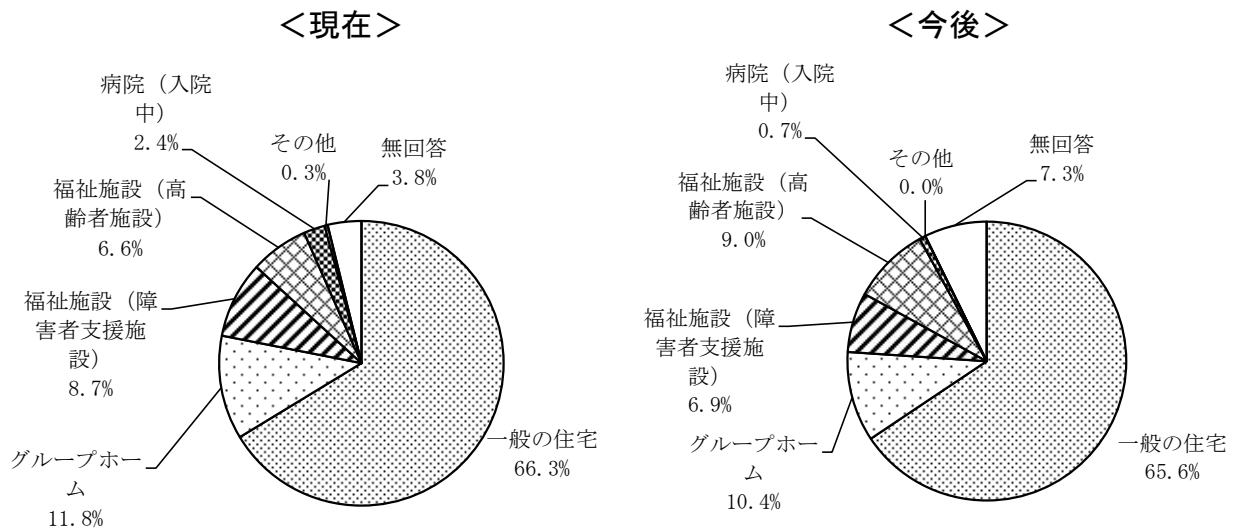
(総数= 288)



一緒に暮らしている人は、一人暮らしは2割弱、配偶者や子どもと同居、施設やグループホーム利用者などが比較的多くなっています。

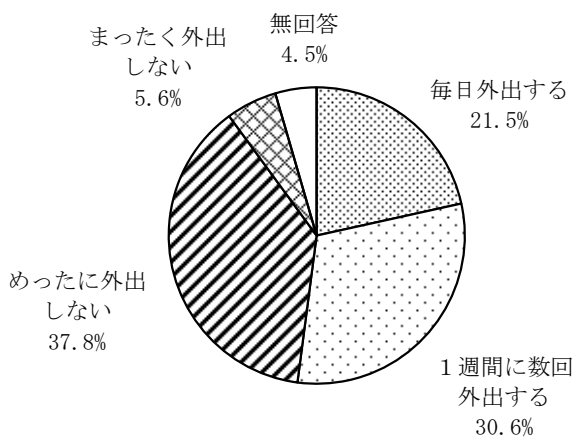
今後、一緒に暮らしたい人は、家族との生活を望む方が半数近くと多くなっています。

◆暮らしている場所 / 今後暮らしたい場所
(総数= 288)

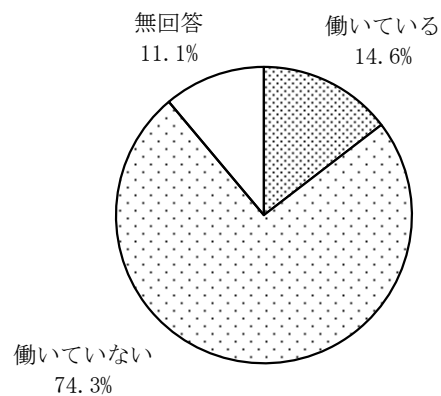


一般の住宅に居住する方が6割台と多くなっています。
今後も、一般の住宅で暮らしたいとする方が6割台と多くなっています。

◆外出の頻度
(総数= 288)



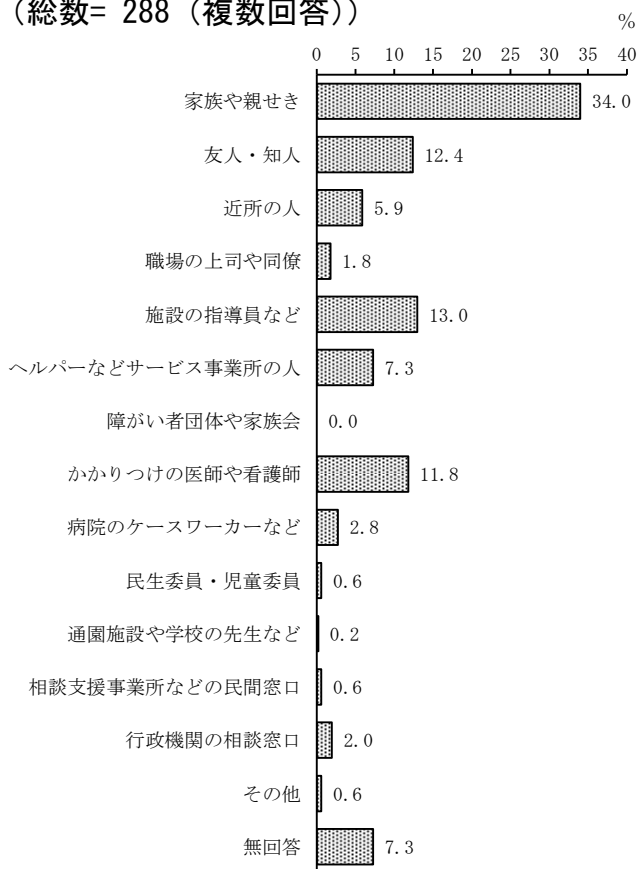
◆就労の有無
(総数= 288)



外出頻度は、めったに外出しない方が4割近くと多くなっています。
就労状況は、働いている方は1割台半ば、働いていない方が7割台半ばとなっています。

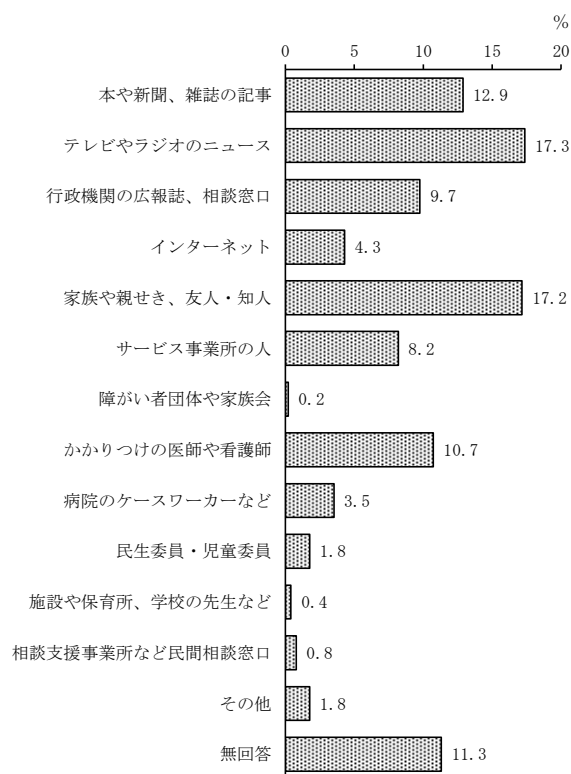
◆悩みや困りごとの相談先

(総数= 288 (複数回答))



◆福祉関連情報を得る手段

(総数= 288 (複数回答))



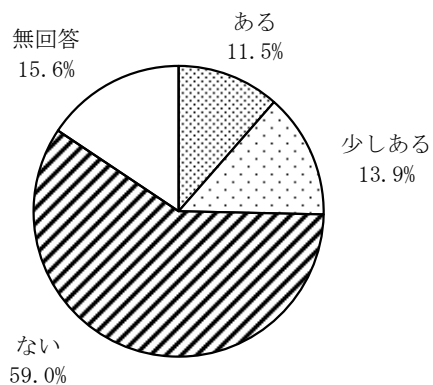
悩みや困りごとの相談先としては、「家族や親戚」が多くなっています。

福祉関連情報を得る手段としては、「テレビやラジオのニュース」

「家族や親戚、友人・知人」が多くなっています。

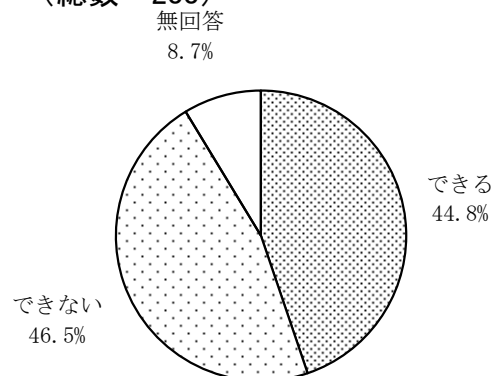
◆差別や嫌な思いをした経験

(総数= 288)



◆災害時の単独避難

(総数= 288)



差別や嫌な思いをした経験については、「ない」約6割、「ある」約1割、

「少しある」1割台半ばとなっています。

災害時の単独避難は、「できる」「できない」がほぼ拮抗、半数ずつとなっています。

第4章 障がい者を取り巻く背景と課題

1. 社会状況等の背景

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 「障がい」に関する理解の変化 | (2) 社会福祉制度の変革 |
| (3) 地域生活希望者の増加 | (4) バリアフリーの考え方の普及 |
| (5) 就労支援施策の充実・強化 | (6) ICT（情報通信技術）の進展 |
| (7) 障がい児支援の充実 | |

2. 今後に向けた現状・課題（まとめ）

地域における、障がい者を取り巻く状況や、アンケート等による意識・意向、さらには社会的な動向・背景を踏まえた、現状・課題について、整理します。

項目	内容
障害者の現状から	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総人口の減少傾向と同様、当町における障がい者の数は減少傾向。一方、高齢化や重度化など、支援の必要性は高まっている。 ○ 障がいの種別（手帳）では、身体障がい者が減少傾向であるのに対し、知的障がい者、精神障害者は横ばいでの推移となっている。 ○ 多様化・複雑化する支援ニーズを踏まえ、事業者との連携等により、量・質を通じた支援の充実を目指していく必要がある。
アンケート調査結果から	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「希望する支援」について、「経済的な負担軽減」が多く挙がり、生活における経済面での困難さが現れる結果となった。在宅サービス、在宅医療に関する要望も比較的多い。 ○ 週に数回以上外出する方は半数程度いる一方、めったに外出しない、まったく外出しないという方も多い。公共交通機関の不便さや、乗降の困難さを挙げる回答も比較的多く見られることから、外出ができるのにしない・できない、という方に対しては、自立支援の観点からも、外出しやすい環境づくりについて今後も取り組んでいく必要がある。 ○ 就労については、働いていない方が多い。障がいの状況や高齢化により困難な場合もあるが、就労意欲がある方に対しては、適切な就労機会づくりを今後も目指していく必要がある。 ○ 悩みや困りごとの相談先としては、家族や親戚が多くなっている。福祉・医療関係者なども比較的多くなっているが、今後も、地域全般における相談や見守り、支えあいといった環境づくりが求められる。 ○ 福祉関連情報を得る手段としては、テレビやラジオのニュース、家族や友人・知人などが多くなっている。インターネット等の情報利用は比較的小さい。 ○ 差別を感じた経験については、6割程度の方が「ない」と回答しているが、2割以上の方は何らかの経験があるとしている。場所については外出中や学校・仕事場、医療機関などが多く、広く地域社会における誤解や偏見をなくす、啓発や交流の活動が今後も求められる。 ○ 災害時の単独避難については、半数近くの方が「できない」と回答しており、また、災害時に近所で助けてくれる人の存在については、「いない」が2割弱、「わからない」が3割程度となっている。さらに、災害時の困りごととして、「避難場所の設備や生活環境が不安」「投薬や治療が困難」「迅速な避難ができない」といった回答が比較的多く挙がっており、被災時の円滑な対応や避難行動へとつなげるため、災害弱者への避難時対策等、日頃からの防災体制の充実となる。
社会的背景から	<ul style="list-style-type: none"> ○ ノーマライゼーション等、障がい者を取り巻く社会全体のあり方、ビジョンを広く共有しつつ、意識啓発や交流など、誰もが暮らしやすい社会づくりを今後も進めていく必要がある。 ○ 関連法制度等の充実を踏まえ、考え方の普及や適切な支援の充実などをさらに進めていく必要がある。 ○ 交通機関や ICT 環境など、自立した生活や支援充実に向けた環境づくりについても、引き続き求められる。 ○ 障がい児等、若い世代からの適切な支援についても、家族との暮らしや地域での生活全般の視点から、今後も取り組んでいく必要がある。

第2部 松前町第3期障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、障がいのある人が、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、基本的人権をもち、地域の中で自立と参加ができるよう、必要なサービスを体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も、地域の中で支えあい、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を基本とし、前計画を継続して「障がいのある人が自立し、生きがいを持ちながら、安心して暮らすことができるまち」を目指します。

2. 基本目標

(1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、自立して主体的に行動するとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいをもって生活ができるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた支援の充実に努め、自立や社会参加を促進します。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見や差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、コミュニケーション等の情報のバリアなど、地域生活を阻む様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える住民の主体的な地域福祉活動を推進します。

3. 施策の体系



第2章 分野別の施策

I. 地域生活の支援体制の充実

I-1. 生活支援

項目	内容
ア 相談支援機能の充実	相談支援体制の構築
イ 障害福祉サービスの充実	障害福祉サービスの提供基盤の整備
	訪問系サービスの充実
	日中活動系サービスの充実
	居住系サービスの充実
	障がいの特性に応じた支援の充実
	地域生活支援事業の充実
ウ 生活安定施策の推進	補装具・日常生活用具の有効活用
エ 生活安定施策の推進	経済的支援の充実
エ 権利擁護の推進	権利擁護施策の推進

I-2. 保健・医療

項目	内容
ア 障がいの予防対策の充実	母子保健対策の推進
	生涯を通じた疾病予防対策の充実
	思春期保健対策の推進
イ 早期発見と早期治療の充実	乳幼児期に対する早期発見・早期治療対策の推進
	青年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進
ウ 障がいのある人の保健・医療の充実	難病対策の充実
	精神障がい者施策の充実
	リハビリテーション医療体制の整備
	医療の推進
	歯科診療の充実

II. 自立と社会参加の促進

II-1. 療育・教育

項目	内容
ア 障がい児療育の充実	保健、医療、福祉、教育の連携
	療育体制の充実
	障がい児保育の充実
イ 学校教育の充実	教育相談・指導体制の整備
	教育内容の充実
	障がいの特性に配慮した教育の充実
	職員研修の充実
	交流教育の推進
	施設のバリアフリー化と設備の充実

Ⅱ－２．雇用・就労

項目	内容
ア 雇用の促進	障がいのある人の雇用の啓発
	職場への定着のための支援
	相談・情報提供の充実
	各種助成制度の周知
	町における障がいのある人の雇用の推進
イ 就労機会の拡大	職域の拡大
ウ 福祉的就労の場の確保	新たな就労支援に関する事業の推進

Ⅱ－３．社会参加

項目	内容
ア 社会参加の促進	社会参加の促進
	ボランティアとの連携
イ スポーツ・文化活動の推進	スポーツ、レクリエーション活動の推進
	文化活動の推進
ウ 地域活動の推進	行事等への参加の促進
	情報提供の充実

Ⅲ．バリアフリー社会の実現

Ⅲ－１．啓発・広報

項目	内容
ア ノーマライゼーション理念の啓発	啓発活動の推進
イ 心のバリアフリーの推進	福祉教育の推進
ウ ボランティア活動の促進	ボランティア活動の促進
エ 交流の促進	地域交流の促進
	広域交流の促進

Ⅲ－２．生活環境

項目	内容
ア 福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりの推進
イ 住まいの整備	住宅の確保
	住宅改善の相談・推進
ウ 移動・交通対策の推進	歩行空間の確保
	移動・交通手段の確保
	外出支援の充実
エ 防災・防犯対策の推進	防災対策の推進
	防犯対策の推進

Ⅲ－３．情報・コミュニケーション

項目	内容
ア 情報バリアフリーの推進	情報提供の充実
イ コミュニケーションの推進	コミュニケーション支援体制の充実

第3部 第7期松前町障がい福祉計画 第3期松前町障がい児福祉計画

第1章 サービス提供体制の現状

1. サービス提供体制の現状と評価

障がい者の主体性・自立性の尊重の視点から、障がい者が日常生活を送っていくうえで、必要なサービスを総合的・効果的に提供できるよう、支援に努めているところです。

しかしながら、町内におけるサービス基盤は十分とはいえず、施設は町外で、在宅もホームヘルプサービスを中心とした提供体制しか確立されておらず、今後サービスの拠点が施設から地域へと移行する中で、障がい者が個人として尊重され、地域で暮らせる社会福祉環境の整備が求められています。

本町は、南渡島圏域に所属していますが、その中心地から離れ、サービスの提供体制が早急に改善することは、難しい状況にあります。

当面は、できるだけ、身近なところにサービスの拠点が作られるよう、近隣の自治体とも連携を図りながら、その目標達成に向けて努力していくことが重要であると考えています。

2. 主なサービス提供基盤の整備状況（令和5年1月1日現在）

区分	基盤
居宅介護	松前町社会福祉協議会
重度訪問介護	
同行援護	
地域活動支援センター	松前町障害者地域活動支援センター ※注1 支援業務は社会福祉協議会へ委託しています。 ※注2 当町では、実利用者が10名未満（実利用者5名以下）の「小規模作業所」設置により事業運営しております。
相談支援事業所	松前町指定特定相談支援事業所

3. サービスの利用者数（令和5年11月サービス分）

（1）居住系サービス

区分	主な実施機関	利用者数
共同生活援助（グループホーム）	町外施設	39
施設入所支援	町外施設	29

(2) 日中活動系サービス

区 分	主な実施機関	利用者数
生活介護	町外施設	37
自立訓練（生活訓練）	町外施設	0
就労継続支援（A型）	町外施設	4
就労継続支援（B型）	町外施設	21
就労移行支援	町外施設	2
療養介護	町外施設	0
短期入所（ショートステイ）	町外施設	0
宿泊型自立訓練	町外施設	0

(3) 訪問系サービス

区 分	主な実施機関	利用者数
居宅介護（ホームヘルプ）	松前町社会福祉協議会	2
同行援護	松前町社会福祉協議会	1

(4) 地域生活支援事業

区 分	主な実施機関	利用者数
コミュニケーション支援	町外（ろうあ連盟）	0
日常生活用具給付等 ※	町外（登録業者）	27
移動支援	松前町社会福祉協議会 町外登録業者	0
地域活動支援センター	松前町社会福祉協議会	2
日中一時支援	町外（委託施設）	0
成年後見制度利用支援	※令和5年度利用者	2

※ 日常生活用具給付等の利用者数は、令和5年4月～11月までの利用人数です。

(5) 障がい児通所支援事業

区 分	主な実施機関	利用者数
児童発達支援事業	松前町児童デイサービス事業所	3

(6) 障害児相談支援事業

区 分	主な実施機関	利用者数
障害児相談支援事業	松前町障害者指定特定相談支援事業所	1

第2章 計画推進のための基本的事項

1. 計画の基本理念（令和8年度に向けて目指す方向）

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、北海道が目指す「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目標に、次に掲げる基本理念に基づいて、今後の施策を推進していきます。

- (1) 障がい者福祉の充実
- (2) 社会参加の促進
- (3) バリアフリー社会の実現

2. 計画推進の基本方針

(1) 障がい福祉サービスに関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの支援体制を確立するため、計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

- ア 必要な訪問系サービスの支援
- イ 希望する障がい者等に日中活動系サービスの支援
- ウ 地域生活（グループホーム等含む）への移行の促進
- エ 障がい者の就労の支援（福祉施設から一般就労への移行）

- (2) 相談支援体制の充実・強化
- (3) 地域生活への移行や定着のための支援体制の充実
- (4) 共生型事業の推進
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 災害時の対応
- (7) 障がい児支援の推進
- (8) 精神保健福祉・医療施策の充実

3. 令和8年度における数値目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から「地域生活への移行」や「就労の支援」などの自立した日常生活又は社会生活が営まれるよう、令和6年度から令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末時点の全入所者数(A)	39人	令和5年3月31日の施設入所者数
目標年度全入所者数(B)	37人	令和8年度末時点の施設入所者数(見込)
[目標値] 地域生活移行者数	2人 5.1%	Aのうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行した入所者数(割合については、地域生活移行者数を全入所者(A)で除したもの)
道の目標値	2.4%以上	
[目標値] 削減見込(A-B)	2人 5.1%	差引減少見込数(割合については、削減見込人数を全入所者(A)で除したもの)
道の目標値	4.3%以上	

※ 国、道の基本指針における目標は、令和8年度末時点の施設入所利用者の6%(道2.4%以上)以上が地域生活への移行を目指すものであり、令和8年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%(道4.3%以上)以上削減することとなっていますが、いずれも実績と地域の実状を踏まえて設定しています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、令和5年度までに設置することが基本とされていますが、市町村単独での設置が困難な場合は、複数市町村との共同設置でも良いとされているため、今後関係機関と協議を行い、広域での連携を含め体制整備に向けて検討していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■地域生活支援拠点整備の目標

項目	数値	備考
令和8年度末時点での地域生活支援拠点等の整備箇所	1箇所	各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行

■福祉施設利用者の一般就労への移行目標

項目	数値	備考
令和4年度の 就労移行者数(A)	2人	令和5年3月31日の就労移行支援の利用者数
[目標値] 令和8年度の 年間就労移行者数(B)	3人	令和8年度末の就労移行支援の利用者数 (倍率については、(B)を(A)で除したもの)
	1.5倍	

※ 国の基本指針における目標は、令和4年度の一般就労への移行実績に対し、就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業1.26倍、就労継続支援B型事業1.23倍以上で、道において目指す目標は、国と同様です。

■一般就労に移行する者のうち就労定着事業を利用する者の割合目標

項目	数値	備考
[目標値] 令和8年度	100%	令和8年度末までに就労移行支援事業等で一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合

※ 国の基本指針における目標は、令和8年度末までに就労移行支援事業等で一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用する設定で、道において目指す目標も、国と同様です。

■就労定着支援事業所ごとの就労定着率の目標

項目	数値	備考
[目標値] 令和8年度	—	令和5年度末において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 ※当町に就労定着支援事業所がないため目標値の設定はしません。

※ 国の基本指針における目標は、就職定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上となるよう設定、道において目指す目標は、国と同様です。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

■障がい児支援の提供体制の整備目標

項目	数値	備考
【令和8年度末】 児童発達支援センターの設置数	1箇所	各市町村に少なくとも1カ所設置する (市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可)
【令和8年度末】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	各市町村に少なくとも1カ所設置する (市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可)
【令和8年度末】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保	1箇所	各市町村に少なくとも1カ所設置する (市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可)
【令和8年度末】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置 ※注1	各市町村で設置する (市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可)

※注1 令和5年度より、コーディネーターを1名配置しております。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、相談支援体制の充実・強化を推進するため、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。これらを実施するにあたり、本町の相談支援事業者は、直営の「松前町指定特定相談事業所」のほか該当する事業所がないため、令和8年度末までに「松前町指定特定相談事業所」での実施に向けて検討します。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

国の指針では、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。そのため、北海道が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加し、ノウハウの習得に努め、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析及び活用し、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

第3章 サービス量の見込み

1. 居住系サービス量の見込み

(単位：人)

項目	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	38	36	36	36
施設入所支援	30	30	30	30
自立生活援助	0	1	1	1
全体	68	67	67	67

2. 日中活動系サービス量の見込み

(上段単位：日)

(下段単位：人)

項目	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	760	792	814	836
[1人当たり22日]	35	36	37	38
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
[1人当たり5日]	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	20	20	20
[1人当たり10日]	0	2	2	2
就労移行支援	22	22	22	22
[1人当たり22日]	1	1	1	1
就労継続支援（A型）	62	66	66	66
[1人当たり22日]	3	3	3	3
就労継続支援（B型）	501	638	638	638
[1人当たり22日]	23	29	29	29
療養介護	31	62	62	62
[1人当たり31日]	1	2	2	2
短期入所（ショートステイ）	0	10	10	10
[1人当たり5日]	0	2	2	2
就労定着支援	0	1	1	1
[1ヵ月当たりの利用者数]				
全体	1,376	1,611	1,633	1,655
	63	75	76	77

※ 月の平均的な利用日数の見込み。

3. 訪問系サービス量の見込み

(単位：時間)

項目	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護（ホームヘルプ） 〔1人当たり12時間〕	50	60	72	84
重度訪問介護 〔1人当たり12時間〕	0	12	12	12
同行援護 〔1人当たり2時間〕	5	5	5	5
行動援護 〔1人当たり2時間〕	0	0	0	0
重度障害者等包括支援 〔1人当たり12時間〕	0	0	0	0
全体	55	77	89	101

※ 月の平均的な利用時間の見込み。

4. 相談支援サービス量の見込み

(単位：人) ※月の平均的な利用人員

項目	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援				
サービス利用支援	25	25	25	25
継続サービス利用支援	50	50	50	50
地域相談支援				
地域移行支援	0	1	1	1
地域定着支援	0	1	1	1

※相談支援の内容

- 計画相談支援：サービスを利用する全ての障がい者を対象に、サービス利用時やサービス変更時の利用計画の作成や、フォローアップ時の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業者との連絡調整等の支援
- 地域移行支援：福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行者に対する支援
- 地域定着支援：地域における単身の障がい者や家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者で地域生活への移行者に対する支援

5. 地域生活支援事業サービス量の見込み

地域で暮らす障がい者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを補完し、地域のニーズにあった事業として地域生活支援事業を実施します。

[必須事業]

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 相談支援事業 | <input type="checkbox"/> 成年後見制度法人後見支援事業 |
| <input type="checkbox"/> 意思疎通支援事業 | <input type="checkbox"/> 理解促進研修・啓発事業 |
| <input type="checkbox"/> 日常生活用具給付等事業 | <input type="checkbox"/> 自発的活動支援事業 |
| <input type="checkbox"/> 移動支援事業 | <input type="checkbox"/> 手話奉仕員養成研修事業 |
| <input type="checkbox"/> 成年後見制度利用支援事業 | <input type="checkbox"/> 地域活動支援センター機能強化事業 |

(単位：件、箇所、人)

項目	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
基幹相談支援センター	0	0	0	0
住宅入居者等支援	0	0	0	0
意思疎通支援事業	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練等支援用具	2	1	1	1
自立生活支援用具	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	1	1	1
排泄管理支援用具	223	310	322	335
居宅生活動作補助用具	0	1	1	1
移動支援事業	0	1	1	1
成年後見制度利用支援	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	-	近隣との共同実施検討		
理解促進研修啓発事業	実施なし	実施する	実施する	実施する
自発的活動支援事業	実施なし	随時	随時	随時
手話奉仕員養成研修	実施なし	近隣との共同実施検討		
地域活動支援センター				
実施箇所数	1	1	1	1
利用人数	5	5	5	5

6. 障がい児支援のサービスの量の見込み

(1) 障がい児通所支援事業

- ア 児童発達支援 イ 医療型児童発達支援 ウ 放課後等デイサービス
 エ 保育所等訪問支援 オ 居宅訪問型児童発達支援

(2) 障がい児支援のサービス量の見込み

(単位：人)

項目	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援事業	2	2	2	2
医療型児童発達支援	0	1	1	1
放課後等デイサービス	0	2	2	2
保育所等訪問支援	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1	1

(3) 障がい児相談支援事業

(単位：人)

項目	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援事業	2	2	2	2

第4章 サービス見込量の確保の方策

1. 障がい福祉サービスの必要量確保の方策

(1) 居住系サービス

- 現在、町内にはグループホーム等はありませんので、他の市町村において、共同生活援助等を利用しています。
今後、障がい者の家族が高齢化し、また施設から地域へと移行が進む中で、グループホーム等の役割と必要性が高まります。
障がい者がこれまで生活してきた地域でこれからも生活ができるよう、その支援に努めるとともに、町内においても、民間活力を利用したグループホーム等の設置を含め、そのあり方について検討していきます。
- 夜間において、介護が必要な障がい者で、家庭の状況や地域の社会資源の状況により、通所が困難である障がい者に対して、施設入所支援により、入浴や排せつ、食事などのサービスが提供できるよう、その支援に努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等を必要とする方に対して、生活介護により、そのサービスが提供できるよう支援に努めていきます。
- 地域で自立した暮らしを営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援を必要とする障がい者に対して、自立訓練（機能訓練・生活訓練）により、そのサービスが提供できるよう支援に努めていきます。
- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、提供主体を早期に確保するとともに、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、障がい者の就労支援をしていきます。
- 療養介護は、病院等の施設において医療的ケアに加え常時介護を要する重症心身障がい者の方が利用しているサービスで、現在は町内に施設はなく、町外の施設で利用されている方がいますが、今後も新たな利用希望が生じた場合は、関係機関と連携を図りサービスの提供に努めていきます。
- 短期入所については、町内にサービス事業者はない状況にありますが、自宅で介護を行う家族が家庭の行事や病気などの場合、短期間、施設へ入所できるようサービスの確保に努めていきます。

(3) 訪問系サービス

- 障がい程度の重い方が地域で暮らしていくためには、対応できる事業者の確保や人材の育成が重要であることから、関係機関と連携しながらその支援に努めます。
 - 障がい者の高齢化に伴い、身体介護を伴う居宅介護の増加が見込まれ、また、施設入所者の地域への移行や単身の障がい者の増加などで、さらに多くの需要が予想されます。このため、サービスに支障が生じないよう、関係機関と連携を図りながら、ホームヘルパーの養成や確保に努めていきます。
 - 同行援護及び重度訪問介護については、町内においても提供できるサービス事業者があることから、そのニーズや家庭状況を把握し、当該事業者と連携を図りながら、その確保に努めます。
- また、町内にサービス提供事業者がない行動援護、重度障害者等包括支援については、サービスの再開や新規開始について、事業者へ情報を提供するなど、その確保に向け働きかけを行っていきます。

2. 相談支援の必要量確保の方策

相談支援（計画相談支援等）の必要量については、北海道及び事業者等と連携を図り、利用者の状況やニーズの把握、サービス利用計画の作成等、障がい福祉サービスが適切に受けられるよう、その確保に努めていきます。

3. 地域生活支援事業の必要量確保の方策

（1）相談支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業及び住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、必要量を見込んでいません。

（2）意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣により、意思疎通支援事業の円滑なサービスの提供に努めます。また、要約筆記者及び奉仕員の養成・研修については、地域やニーズの状況を踏まえ、今後検討していきます。なお、北海道では平成30年4月1日から「北海道意思疎通支援条例」及び「北海道手話言語条例」が施行されており、本町においても北海道と連携協力しながら、障がいの特性に応じた意思疎通手段の理解促進に努めていきます。

（3）日常生活用具給付等事業

障がい者が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めていきます。

（4）移動支援事業

障がいの特性や家庭環境等を把握し、必要に応じて支援できるよう努めます。また、増加が見込まれる利用者数や利用時間の必要量を確保するため、サービス事業者において対応できる体制について、事業者働きかけていきます。

（5）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が必要な方に対し、親族がいないなど一定の要件を満たす場合に、成年後見制度利用支援事業を実施し、申立ての支援などを行っていきます。

（6）成年後見制度法人後見支援事業

単独実施が困難ため、近隣自治体との連携等について検討していきます。

（7）理解促進研修啓発事業

障がい者等が日常生活で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・講演会等を行っていきます。

(8) 自発的活動支援事業

対象となる団体及び個人があった際に随時実施するよう努めていきます。

(9) 手話奉仕員養成研修事業

単独実施が困難ため、北海道や近隣自治体との連携等について検討していきます。

(10) 地域活動支援センター

障がいの特性や家庭環境等を把握のうえ、広報等を通じて活動の内容等の周知を図り、共生型事業との連携や活動内容の充実を図り、気軽に利用できる環境づくりや創作、生産意欲の向上と生活支援、自立支援に対応した取り組みを行っていきます。

(11) 児童発達支援

利用者の状況やニーズの把握など、支援サービスが適切に受けられるよう、その確保に努めていきます。

(12) 医療型児童発達支援

今後も本町単独による設置は難しいため、利用ニーズを的確に把握し、利用者の求めに応じたサービスを提供できるよう、関係機関と連携を図っていきます。

(13) 放課後等デイサービス

町内にサービス提供事業者がない状況ですが、利用者の求めに応じたサービスを提供できるよう、町内外の事業者を含めた関係機関との協議や、サービス提供のための検討を行っていきます。

(14) 保育所等訪問支援

町内にサービス提供事業者がない状況ですが、近隣の市町村と連携を図りながらサービスが提供できる体制づくりに努めていきます。

(15) 居宅型児童発達支援

町内にサービス提供事業者がない状況ですが、利用者の求めに応じたサービスを提供できるよう、町内外の事業者を含めた関係機関との協議や、サービス提供のための検討を行っていきます。

第5章 計画の推進等

1. 住民や関係団体との連携

本計画を推進し、障がい者のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域関係団体・機関の協力が不可欠です。それらの関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進を図ります。

2. 庁内の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課における連携体制の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進していきます。

松前町 障がい者福祉の計画【概要版】

<第3期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画>

令和6年3月 編集・発行

松前町保健福祉課

〒049-1592 松前郡松前町字福山 248 番地 1

TEL 0139-42-2275 (代)